

WebMagic School Edition サポート規約書

株式会社OCC（以下「弊社」という）は、お客様に以下の内容についてご同意いただくことを条件として年間サポート（以下「本サービス」という）を提供いたします。

WebMagic School Edition では製品の型番を Ver.1.0.0 等と表し、一桁目の数字を「メジャーバージョン番号」、二桁目の数字を「マイナーバージョン番号」、三桁目の数字を「リビジョン番号」といいます。

条項において「バージョンアップ」とは、メジャーバージョン番号、またはマイナーバージョン番号が上がることをいい、「リビジョンアップ」とはリビジョン番号が上がることをいいます。

第1条（本サービス内容）

弊社はお客様に対し、本サービスの対象製品の導入方法、基本的な操作方法及び製品機能に関するお問い合わせに対する回答等のサービスを提供します。

本サービスには、以下のような特長があります。

【 Web 上からのお問い合わせの 24 時間受付（ただし、回答はサービス時間内） 】

2. 以下に列挙する事項はサポート対象外とします。

- ・当社が明示する動作環境以外の環境下でのご使用に関する事項
- ・リビジョン、バージョンアップに伴うアップグレード作業
- ・お客様固有の動作環境（OS、ハードウェア、ネットワーク環境）に関する事項
- ・出張サポート
- ・他社製品との互換の確認及び検証
- ・プログラミングに関する事項
- ・文書、データ、データベース等の作成代行・管理・コンサルティング
- ・日本国外からのお問い合わせ

第2条（本サービスの対象）

本サービスは、WebMagic School Edition を対象とします。また、サポート対象製品は、新製品の発売、旧製品の製造終了等の理由により、予告なく変更されることがあります。

（最新の情報につきましては、弊社インターネットホームページにてご確認ください）

2. 製品のリビジョンアップの際には、本サービスはそのまま引き継がれますが、バージョンアップの際には、対応するサーバ及びクライアント環境などを見直し、変更することがあります。

3. サポート期間は、ご購入された製品のバージョンが販売停止または製造停止となった日から1年以内で終了としますが、依存するOSやWebサーバソフトウェア、データベースサーバソフトウェアの提供元のサポート状況等により、予告なくサポート期間を終了することがあります。

4. 本サービスは、お客様がユーザー登録を完了している製品に対してのみ提供されるものとしてします。

第3条（本サービスの契約方法）

お客様は、Web サイトから年間サポートをお申し込みいただくものとしてします。弊社がこれを受領し承諾することにより本サービスの契約が成立します。

第4条（Serial 番号）

弊社はおお客様に対し、Serial 番号を発行します。このSerial 番号は、お客様が本サービスを利用される際に必要です。また、Serial 番号は、お客様が本サービスを利用する権利を持つことの証明になりますので、本サービス期間中は大切に保管していただくものとしてします。

2. 弊社は、Serial 番号を第三者が不正使用することによって発生した損害については、一切責任を負わないものとしてします。

3. お客様は、Serial 番号を紛失すると本サービスを受けられなくなることがあります。

第5条（サポート担当者）

お客様は、サポート担当者を設定するものとしてします。サポート担当者は、本サービスに関する事務手続きやSerial 番号の保管、弊社に対する窓口としての役割を担うものとしてします。

2. サポート担当者は、Serial 番号を管理・運用するものとし、いかなる場合においても、統括している使用者以外の第三者にSerial 番号を譲渡、貸与、販売したり、または使用させたりしないものとしてします。

3. サポート担当者は、Serial 番号の不正使用を発見した場合は、速やかにこれを阻止し、弊社へご連絡いただくものとしてします。

第6条（本サービスの期間及び日時）

弊社はお客様に対し、契約申込書受領から 30 日以内の弊社が指定する日から第 10 条に基づき本サービスが終了する場合を除き 1 年間、本サービスを提供いたします。

2. 受付時間及びサービス休業日は以下の通りです。

- ・ 受付時間： Web 上から受付 365 日 24 時間
- ・ 返答時間： 10:00～12:00、 13:00～18:00
(土曜、日曜、祝日、弊社特別休業日を除く)

第7条（本サービス料金と支払方法）

本サービス料金は、別記「年間サポートについて」の通りとします。

2. 消費税は、お客様のご負担とします。また、税率が改正された場合も、改正後の税額を負担していただくこととします。

3. お客様は、本サービス料金、及び消費税を、弊社より請求書を発行した月の翌月末日までに銀行振り込みにてお支払いいただくものとします。

第8条（本サービスに対する協力）

お客様からお問い合わせいただいた問題の原因調査において、お客様に協力いただく場合があります。その場合、お客様は可能な範囲で弊社に協力いただくものとします。

第9条（本サービスの利用の継続）

弊社はお客様に対し、本サービス期間満了の 2 ヶ月前に「年間サポートご利用期間の終了とサポートサービス継続のご案内」のメールを送付します。

2. 継続されるお客様は「サポート継続する」旨の連絡をメールで弊社宛に送信します。その通知をもって「継続」を受理し、第 6 条を適応するものとする。以後も同様とする。

3. 前項の書類送付の日から本サービス期間満了までにお客様による契約継続お申し込みがなされない場合、お客様に継続の意志がないものと見なし、お客様は、次回契約の際に同じ Serial 番号を使用できない場合があります。

第10条（本サービスの期間途中の終了）

お客様は、本サービスを期間の途中で解約することができます。この場合、本サービス料金の返金はいたしません。

2. 弊社はお客様のお申し込み時に予測できなかった事由により、本サービスを期間途中で終了する場合があります。この場合の返金については、弊社より別途ご連絡するものとします。

3. 弊社は、お客様が次のいずれかに該当するときは、お客様の同意を得ることなく本サービスを期間途中で終了することができるものとします。

- ・ 本規定に違反したとき
- ・ 弊社に対する債務の支払いを怠ったとき

第11条（責任の制限）

弊社のサポートはあくまで助言としてお客様に提供されるものであり、お問い合わせいただいた問題の解決、お客様の特定の目的に合うこと、及び不具合の修補を保証するものではありません。

2. 弊社は、サポートの利用によりお客様に生じた逸失利益、データの消失、派生的または間接的な損害についていかなる責任も負いません。いかなる場合も弊社が負う賠償責任は、本サービス料金を上限とします。

第12条（お申し込み時の登録データの変更）

お客様は、お申し込み時の登録データの内容(サポート担当者についての情報など)に変更があった場合は、速やかにこれを弊社に通知するものとします。

第13条（情報等の帰属）

本サービスのもとに弊社とお客様の間で交換されるサポートサービスの情報、及びこれにかかわるノウハウ等は、弊社に帰属するものとし、弊社はお客様の承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売等を行うことができます。

2. お客様は、弊社から入手した技術情報については、複製、販売、出版、その他営利目的での利用を行うことはできないものとします。

第14条（本規定の変更）

弊社は、本規約の内容を予告なしに変更することができます。その場合は、変更後の規約を適用するものとします。

第15条（本サービス内容及び料金の変更）

本サービス内容及び料金等を変更したり、本サービスを停止したりする必要がある場合、弊社は事前にお客様にご連絡するものとします。

付則

平成18年 6月 1日 制定

平成20年11月13日 改定